

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第47号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
東筑摩郡生坂村2691(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第48号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市会田字殿ムラ8924の2、8924の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

公共施設用地とするため

森林づくり推進課

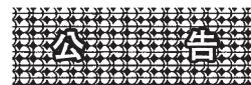
長野県上田地域振興局告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成30年1月15日付けで上田地域広域連合の規約の変更を許可しました。

平成30年1月29日

長野県上田地域振興局長 佐藤則之

市町村課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パロー秋和店
上田市秋和字立石331-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
千石総合観光株式会社
代表取締役 鄭元海
上田市国分1-8-11
有限会社久宝堂
代表取締役 原昌孝
上田市上塩尻512
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となった日
平成29年12月13日

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
特-24第 2698号	平野建設株式会社	平野 仁一	上田市諏訪町178-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び舗装工事業）の取消し	平成29年10月4日	平成29年9月4日付で建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 10533号	松本木材株式会社	松本 浩明	上高井郡高山村大字高井4662	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成29年10月11日	平成29年9月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-29第 4254号	齋藤木材工業株式会社	齋藤 廣	小県郡長和町和田561	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（とび・土工工事業）の取消し	平成29年10月11日	平成29年10月2日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 24578号	株式会社ブライト	近藤 克也	長野市篠ノ井塩崎5760-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成29年10月12日	平成29年9月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 3238号	株式会社市川商会	市川 真一	中野市大字越1236	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（水道施設工事業）の取消し	平成29年10月13日	平成29年10月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 20829号	有限会社大地	中村 今朝雄	千曲市大字小船山387-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（管工事業及び造園工事業）の取消し	平成29年10月17日	平成29年10月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 8052号	ファイブコーポレーション有限会社	平林 裕一	上伊那郡宮田村4969	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業）の取消し	平成29年10月20日	平成29年9月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 25415号	矢澤電工	矢澤 厚司	飯田市北方2619-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（電気工事業）の取消し	平成29年10月20日	平成29年10月16日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 17689号	有限会社藤沢ガラスシール	藤沢 政雄	長野市大字東和田937	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（防水工事業）の取消し	平成29年10月27日	平成29年10月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-25第 24668号	有限会社松南 電器	一ノ瀬 今朝 友	松本市庄内3-1- 4	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (大工工事業、左官工事 業、屋根工事業、タイル・ れんが・ブロック工事業、 板金工事業、ガラス工事 業、塗装工事業、防水工 事業、内装仕上工事業、 熱絶縁工事業及び建具工 事業)の取消し	平成29年 10月27日	平成29年10月5日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-26第 8147号	有限会社甲信 ホーム興業	久保田 晴美	茅野市ちの2554- 3	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (土木工事業、建築工事 業、大工工事業、とび・ 土工工事業及び舗装工事 業)の取消し	平成29年 10月27日	平成29年10月19日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-27第 24982号	バイ技建	松原 圭吾	長野市大字下駒沢 411-1 バード ランドA101	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建具工事業)の取消し	平成29年 11月1日	平成29年10月5日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-27第 23959号	ピーエスシ テム株式会社	待井 毅	長野市大字北長池 537	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建築工事業、大工工事 業、左官工事業、屋根工 事業、タイル・れんが・ ブロック工事業、鉄筋工 事業、板金工事業、ガラ ス工事業、塗装工事業、 防水工事業、内装仕上工 事業、熱絶縁工事業及び 建具工事業)の取消し	平成29年 11月9日	平成29年10月26日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-25第 22372号	有限会社清水 建築	清水 美治	飯田市中村1308- 1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建築工事業)の取消し	平成29年 11月15日	平成29年10月18日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-27第 13201号	片桐左官所	片桐 守	飯田市壺光寺2172- 5	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (左官工事業)の取消し	平成29年 11月15日	平成29年10月20日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-25第 23003号	有限会社パワ ーズ	百瀬 晴康	松本市寿北6-36- 18	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (土木工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装工 事業及び水道施設工事業) の取消し	平成29年 11月15日	平成29年10月2日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-27第 4025号	長野アルミ建 材株式会社	山口 秀治	長野市柳原2083	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建具工事業)の取消し	平成29年 11月21日	平成29年11月13日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-24第 24483号	株式会社TR フェクト	野崎 光秀	上伊那郡辰野町大 字樋口2220-4	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (石工事業、鋼構造物工 事業、しゅんせつ工事業、 塗装工事業、造園工事業 及び水道施設工事業)の 取消し	平成29年 11月24日	平成29年10月27日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-24第 22217号	株式会社有賀 製材所	有賀 真人	伊那市西箕輪2020	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (鋼構造物工事業)の取 消し	平成29年 11月28日	平成29年9月26日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。

般-25第 20484号	有限会社陽光	藤澤 孝	松本市大字笹賀 3007-1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (熱絶縁工事業)の取消 し	平成29年 11月28日	平成29年11月15日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第 1項第4号に該当する。
般-27第 9299号	山形電気商会	木藤 正信	東筑摩郡山形村 5522	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (電気工事業及び消防施 設工事業)の取消し	平成29年 11月28日	平成29年11月24日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第 1項第4号に該当する。
般-27第 4025号	長野アルミ建 材株式会社	山口 秀治	長野市柳原2083	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建築工事業及びガラス 工事業)の取消し	平成29年 11月30日	平成29年11月24日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第 1項第4号に該当する。
般-29第 3383号	有限会社黒岩 建設	黒岩 満喜男	千曲市大字森380- 2	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (土木工事業、建築工事 業、大工工事業、とび・ 土工事業、石工事業、 屋根工事業、管工事業、 タイル・れんが・ブロッ ク工事業、鋼構造物工事 業、舗装工事業、内装仕 上工事業及び水道施設工 事業)の取消し	平成29年 12月1日	平成29年11月27日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第 1項第4号に該当する。
般-25第 24655号	株式会社アト リエネオ	藤澤 若葉	上田市上田原1633- 1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (電気工事業)の取消し	平成29年 12月7日	平成29年11月30日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第 1項第4号に該当する。
般-28第 25241号	タケハナ	竹鼻 義彦	上田市上野667- 1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (土木工事業、とび・土 工事業、石工事業、管 工事業、鋼構造物工事 業、舗装工事業、しゅん せつ工事業及び水道施設 工事業)の取消し	平成29年 12月7日	平成29年10月30日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第 1項第4号に該当する。
般-28第 25287号	町田興業	町田 正義	下高井郡山ノ内町 大字平穏2850-4	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (とび・土工事業)の 取消し	平成29年 12月11日	平成29年12月4日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第 1項第4号に該当する。
般-25第 22342号	有限会社 1000年住 宅	山浦 和夫	佐久市御馬寄590- 7	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイル ・れんが・ブロック工事 業及び内装仕上工事業) の取消し	平成29年 12月11日	平成29年12月6日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第 1項第4号に該当する。
般-24第 22115号	ウエルアルガ	有賀 美枝子	上伊那郡宮田村 3533	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (電気工事業)の取消し	平成29年 12月12日	平成29年12月8日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第 1項第4号に該当する。

般-24第 17465号	有限会社ティエスエヌ	前澤 辰美	長野市稲葉920-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成29年12月12日	平成29年12月1日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 16396号	野田建築	野田 重光	茅野市金沢2166-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成29年12月13日	平成29年12月8日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 21649号	有限会社建設機工	浅田 安広	北安曇郡池田町大字池田898-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成29年12月13日	平成29年12月6日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 10683号	梶田電気設備工業	梶田 健次	木曾郡木曾町開田高原末川2641	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成29年12月19日	平成29年12月13日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 19115号	有限会社山三	保倉 利光	中野市大字中野2637-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成29年12月20日	平成29年12月15日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 281号	中野設備株式会社	武田 和久	中野市大字吉田字柿ノ木742-13	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成29年12月22日	平成29年12月13日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-29第 7313号	共栄管工株式会社	武井 正和	茅野市宮川11376-14	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成29年12月22日	平成29年12月15日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 1099号	新井建設有限公司	新井 聡	松本市大字島内4061	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成29年12月27日	平成29年12月21日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25132号	株式会社翔伸	宮崎 宏	松本市寿中2-4-24	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成29年12月27日	平成29年12月21日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 24881号	桑沢工業株式会社	桑沢 学	上伊那郡辰野町大字樋口1642-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成29年12月27日	平成29年12月22日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

建設政策課

公告

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告します。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがあります。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日
長野県知事許可 (般-27) 第21431号	株式会社青木組	青木 猛雄	松本市七嵐278番地1	平成27年11月22日

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年1月29日

長野県佐久建設事務所長 坂下 伸弘

1 許可番号

平成29年7月25日 長野県佐久建設事務所指令29佐建第62-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小諸市大字御影新田字和田原2703-1、2703-4、2703-7、2704-1、2704-2、2705-1、2705-2、2706-1、大字和田字入釜田1-1、1-4、1-8、2-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小諸市大字和田752-6

ブルーマリンスポーツクラブ株式会社

代表取締役 竹花 長雅

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年1月29日

長野県松本建設事務所長 石井 杉男

1 許可番号

平成28年5月17日 長野県松本建設事務所指令29松建第20-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大門七番町764-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区新宿4-1-6

セイコーエプソン株式会社

代表取締役社長 碓井 稔

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成30年1月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
3月7日 (水)	午後1時から 午後4時まで	飯田会場	飯田市追手町2丁目 678番地 飯田合同庁舎	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする方は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受講しようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長

野県条例第5号)第1条に規定する県の休日を除く)とします。
ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課